

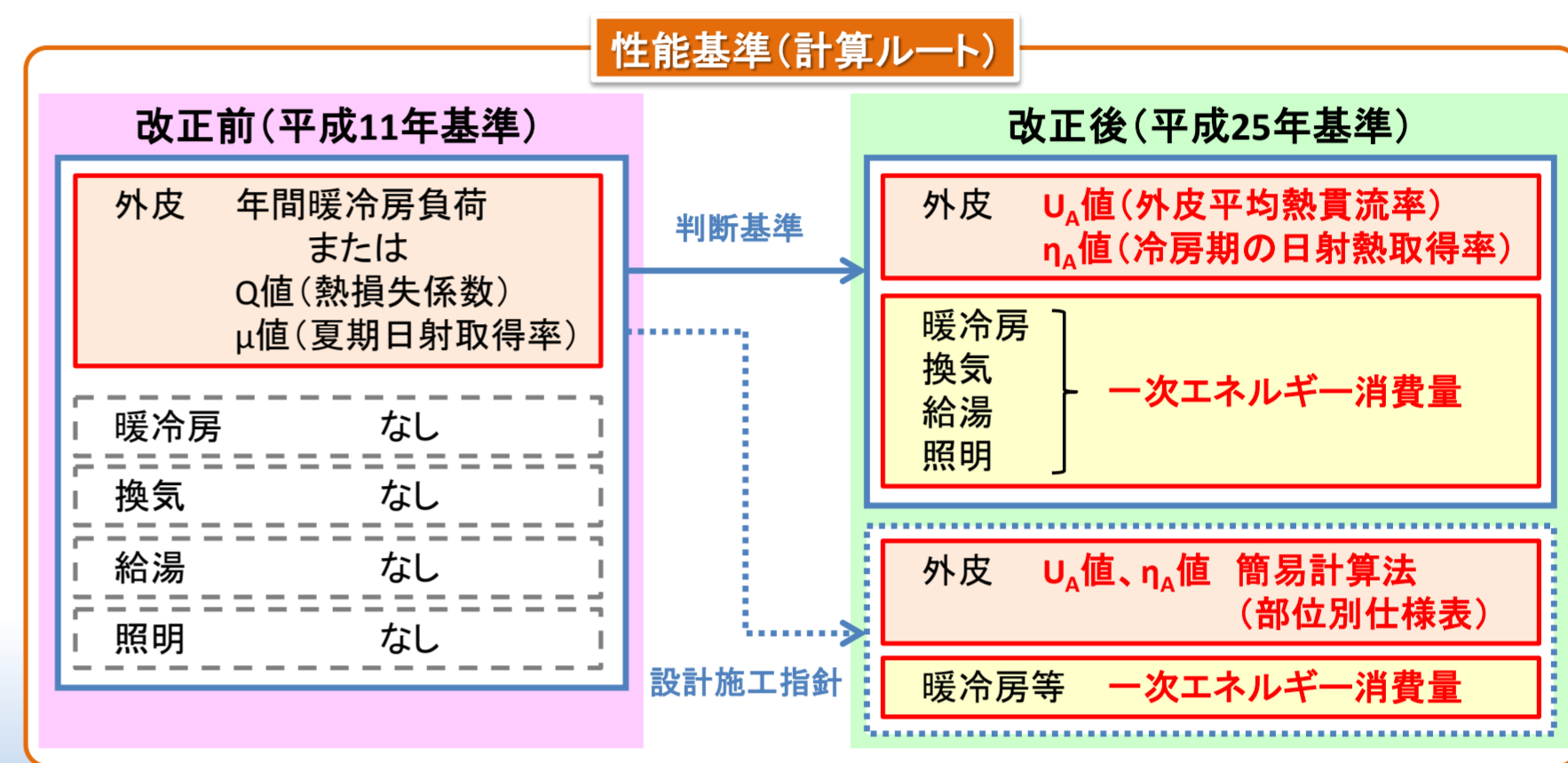
# 改正省エネルギー基準における 住宅性能の評価方法の作成

改正された新たな省エネルギー基準が平成25年10月1日から施行され、住宅および非住宅建築物の省エネルギー性能の評価方法が大きく変わりました。住宅研究部では、特に住宅における評価方法を確立するための技術的な検討を行ってきました。ここでは、住宅における省エネルギー基準の改正のポイントと評価方法の概要、及び、それらの情報発信について紹介します。

## 改正のポイント

住宅における従来の省エネルギー基準では、断熱性能や日射遮蔽性能など、暖冷房負荷削減に係る外壁や屋根などの「外皮の基準」のみが定められていました。

平成25年1月に改正された省エネルギー基準では、「外皮の基準」に加え、各種設備の省エネ対策を考慮した「一次エネルギー消費量の基準」が新たに定められ、**住宅全体の省エネ性能を総合的かつ客観的に評価**できるようになりました。



## 評価方法の概要

住宅のエネルギー消費量は、エネルギー用途別に、暖冷房・給湯・換気・照明・家電に大別されます。これらの一次エネルギー消費量を計算するために、標準的な住宅設備・機器の使い方(使用時刻・使用時間・使用量など)を想定して、機器ごと、時刻ごと(1時間または1日ごと)にエネルギー消費量を計算し、それらを合計して算出しています。これらの計算は非常に複雑なため、一般の方々が使用可能な『**計算プログラム**』をウェブ上で公開しております。また、計算方法とその根拠について、省エネルギー基準の解説書(国総研・(独)建築研究所監修/『平成25年省エネルギー基準に準拠した算定・判断の方法及び解説 II 住宅』)として出版し、公表しています。



住宅の一次エネルギー消費量基準における算定のフロー

## 情報発信

上記の一次エネルギー消費量の『**計算プログラム**』はインターネット上で使用するウェブアプリケーションとなっており、(独)建築研究所のホームページ(国総研協力)で公開しています。このホームページには、『**計算プログラム**』をはじめ、基準の解説や評価方法等に関する技術情報が掲載されています。日々進歩する住宅の建築技術や設備技術に対応した評価方法など、最新の技術情報についてもこのホームページから情報発信していきます。

